

# 現代フランス社会教育の展開

—Animation socioculturelle 概念の形成—

社会教育学研究室 末 本 誠

**Development of French Social Education at the Present Day**

—Formation of the A.S.C. Notion—

Makoto SUEMOTO

From the viewpoint of the research of comparative adult education, the author pays attention to the formation of the A.S.C. (Animation Socioculturelle) notion in France.

At our time, we can take notice of a trend for the institutionalisation of this field: the professionalisation of the agent called "animateur" and the increase of A.S.C. institute. The enactment of the "Diplôme d'Etat relatif aux Fonctions d'Animation (D.E.F.A.)" is one of the most important affaires in the history of French social education. And we can find out the principle of pluralism in this system which is based on the idea of educational liberty connected with the tradition of associationalism protected by the law in 1901 concerning the association.

In this paper, the author presents three problems that are necessary to the further investigation for A.S.C.

- I) The problem about the creativity under the mass culture.
- II) The problem about the associative movement.
- III) The problem on the non-directive pedagogy.

## はじめに

最近のフランスにおける社会教育をめぐる動向の中で、最も注目すべき事柄のひとつは、Animation socioculturelle（社会・文化の活性化、以下A.S.Cと略す）と呼ばれる、市民の文化・教育・社会活動への関心が高まり、従来自由意志にまかされてきたこの領域に対して、国を中心とした公的な関与が始まられ、A.S.Cの制度化(institutionnalisation)が進み、それについてA.S.C研究が本格的に開始されていることである。

1979年に Mialaret, G. が編集した『教育用語辞典』の中に、初めて animation の項目が立てられたことや、Debesse, M. と Mialaret の監修による『教育科学講座』が、最終巻のテーマを「生涯教育」と「A.S.C」にしたことなどが注目される。

A.S.Cは、日本ではまだ殆ど紹介されていないが、領

域や機能の面で、日本の社会教育と重なるところが少な  
くない。中でも重要なのは、A.S.C施設の建設とアニマ  
トゥール(animateur)と呼ばれる職員の専門職化が進  
んでおり、これらA.S.Cの制度化の過程で、文化における  
民主主義と社会統合の問題、制度の多元主義と国家管理  
の問題、エリート文化の普及と民衆文化の創造の問題な  
ど、総じて市民の学習・文化活動の公的保障の可能性と  
学習者の自由と主体性の問題が、A.S.C研究の焦点とな  
ってきていることである。

いうまでもなく、この点は日本の社会教育も含めた世  
界各国の社会教育の発達史の中に、共通して登場する対  
立であり、その解明は、社会教育研究の重要な柱であ  
る。本稿の意図は、個人主義の伝統が最も発達したフ  
ランス社会でのA.S.Cの制度化過程を、自由主義的多元主  
義・社会教育の典型と捉え、その特徴、とりわけ多元主  
義を支える根拠を理論的に明らかにすることにある。

ところで、A.S.C研究は、本格的に始められてから、

まだ20年程度の歴史しか有せず、体系的な研究文献が出版されるのは、1970年代に入ってからのことである。現在のところ、A.S.C研究は、教育学としてよりは、社会学の一部として進められており、雑多な実態の整理・概念化にウェイトが置かれている<sup>1)</sup>。本研究では、制度化の過程を追いながら、社会学者による研究成果をもとに、A.S.C概念を分析・検討することによって、その特質と問題点を明らかにし、筆者なりのA.S.C研究の視点を提示してみたい。それによって日本と制度化の方向が逆でありながら、日本の社会教育研究の基礎理論の一部を提出し得るものと考えている。

## I. 民衆教育からA.S.Cへ

### (1) A.S.Cの前史

A.S.Cという用語は、フランスで伝統的に使われてきた民衆教育（éducation populaire）に替えて、1945年以降使われるようになった。この用語法の転換には、意味及び概念の転換が付随しているが、後に述べるように、この転換は、否定を媒介とした民衆教育の伝統の継承・発展（伝統の革新）として行われたものであるために、はじめに民衆教育の歴史に簡単に触れておきたい。

民衆教育に概括される歴史の中には、大きくいって、①青少年の学校外教育、②一般民衆に対する世俗的教育・啓蒙運動と青年運動、③宗教的民衆教育・青年運動、④人民戦線期からの文化政策の4つの系譜が存在している<sup>2)</sup>。

まず①の青少年の学校外教育だが、1880年代の初等段階の教育制度の確立の後、第三共和制下で、公教育省による「学校の翌日(lendemain de l'école)」、「第二段教育(seconde instruction)」と呼ばれる教育の制度化が始まる。1914年6月16日の官報に載った報告で、学校後教育を統合する民衆教育局の開設が提案され、1937年3月7日の法律によって、学卒後教育が法的に規定された。その後、教師の補習教育活動への参加の奨励(1939)や民間の世俗的学校外教育と学卒後教育に参加する教員への財政支出の承認(1951)など、学校外教育・学卒後教育による青少年教育の整備が進む<sup>3)</sup>。又、これと並行して Freinet, C. 等の運動に代表されるような教員による学校改革の運動が進行した。これらの努力にもかかわらず、学校の伝統主義自体は容易に変わらなかつたが、学校内の権威主義の解体と子供の主体性の創造とは、現在のA.S.C議論の一部を形づくってきた<sup>4)</sup>。

②の一般民衆に対する世俗的教育・啓蒙運動と青年運動の中には、19C後半に始められた教育同盟(Ligue de

l'Enseignement)の一般成人向けの教育活動やドレフェース事件(1897)をきっかけとする民衆大学運動(Université Populaire, U.P), そして20C初めの Pelloutier, F. の思想に代表される革命的サンディカリズムの中での労働者文化の主張、さらには第二次大戦後の民衆と文化(Peuple et Culture)の運動や、初期の青年の家の運動が含まれる。とくに、U.Pは民衆教育の歴史の中でも大きな位置を占めており、知識人の所有する質の高い文化を一般大衆にも普及させようとする形の教育実践の典型であるが<sup>5)</sup>、A.S.Cはこうした高級文化の普及という考え方の否定を大きなモチーフとしている。

③の宗教的民衆教育・青年運動の流れでは、社会的カトリシズムの流れを背景に、19C末から20Cにかけてサークルの結成による労働者の相互教育が組織される。又、青年キリスト教労働者(La Jeunesse ouvrière chrétienne, J.O.C)やキリスト教農業青年(La jeune agricole chrétienne)のようなキリスト者の青年運動が、各階層単位に、1920年代に組織を広げた<sup>6)</sup>。

④の人民戦線期には、余暇・スポーツ次官に就いたLeo-Lagrangeによって、一連のスポーツ・余暇政策が展開されたが、これは人類の文化遺産の継承と文化的ナショナリズム・愛国主義を思想的基調としていた<sup>7)</sup>。この時期における文化と国家(国民)、文化と革命、文化と大衆のそれぞれの関わり方に関する問題は、直接的には1959年からの Malrau, A. による文化政策にひきつがれ、今日でもA.S.Cの基本的な問題となっている。

以上をA.S.Cに継承された民衆教育の「伝統」としてその特徴を整理すると、次の3点が指摘される。

第1には、自律性ということである。学校外の青少年教育を含む一般民衆に対する教育活動は、宗教・世俗それぞれの立場で、民間において進められてきた。その一方で、公的保障の整備は最近まで立ち遅れを見せてきたが、それはフランスの社会教育の全般的弱体さを必ずしも意味するものではなく、一面では、それぞれの団体ごとの自治と自律性・自発性にまかされる要素が、それだけ多かったことを意味すると考えるべきである。そして、それはフランスの社会教育(教育)における自由原則の最も根底にある伝統であるとも見られる<sup>8)</sup>。

第2には、民衆教育の運動的・政治的性格の強さが指摘される。運動を支える活動家的信念や理想などの非合理的な要素が民衆教育の一つの属性といえるのである。

最後に、民衆教育をつくってきたのは、中産階級が中心であったということである。上述した民衆教育の様々な運動団体は Pelloutier の例を除いて、ブルジョアジーが中心となったものであった。この点は、現在でも基本

的には変わっておらず、例えば、Simonot,M. が技術短期大学 (Institut universitaire de technique, I.U.T) で行った、アニマトゥールの養成課程に在籍する学生に対するアンケート調査の結果でも、父親が中産階級に属する子弟の多かったことが知られている<sup>9)</sup>。

## (2) 社会的背景

Besnard,P. は文化概念の歴史は混乱しているが、A.S.C は概念を統一<sup>10)</sup>する新しい用語であり、新しい活動であると述べているが、この説を承認するには、用語の「革新」に伴う概念の古さと新しさについての吟味が必要であろう。そして、この点では次の Simonot の整理が有益である。

表1<sup>11)</sup>

民衆教育	A.S.C
<目的>	
・民衆教育	・社会・文化の活性化
・文化は学校的知識と認識における不平等と関係している	・文化は事物・人間の存在のし方と関係している
・文化的・学校的に不利な人々である庶民公衆が対象となる	・区別なくすべての人々が対象となる
・進歩主義的社会変化を目的とした知識の民主主義化を目指す	・個人の解放と社会生活の中での責任の自覚とを目的とする
<執行者>	
・民衆教育家	・アニマトゥール
・まれにだが専従の活動家	・数多くの専門家
・篤志の活動家（専門的養成を受けず、認められた資格もない）	・篤志者（養成、認められた資格がある）
<制度化>	
・1901年法の結社	・1901年法の結社
・非施設	・集合施設
・公的雇用者が不在	・公的雇用者
・私的雇用者も不在	・私的雇用者
・補助金	・補助金
・無融資	・公的融資
・専門職の地位無い	・専門職の地位に対する要求と準備
・養成機関は無い	・私的・公的・大学の養成機関

それでは、このような概念の変化をもたらす社会的要因は何であろうか。Besnard は先の指摘に続けて「爆発した社会」という要因をあげている。その内容は、①伝

統的社会形態の破裂、②経済・社会・文化にわたるすべての計画の急激な発達、③大衆化の現象、④社会・文化的領域としての余暇の出現、⑤青年・婦人・老人等特定の階層の圧力、⑥社会の標準化、⑦マージナルな部分からの反動の強まりと非合理主義の登場である<sup>12)</sup>。

このような指摘は、A.S.C の議論に共通のものと見てよく、いわば西欧の高度に進んだ産業社会における人間の主体性・創造性の危機の自覚とその克服への模索とが、A.S.C 論の共通の土台ということができる。この点では、次のような Simonot の図式が注目される。

表2<sup>13)</sup>

現実社会の分析 →	個人と関係性における指標 →	調整し、容易にする活動の必要 etc.
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な社会変化</li> <li>・重要な社会変容</li> <li>・居住の新しい形態</li> <li>・情報の新しい方法</li> <li>・漸進的集中 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適応の危険</li> <li>・孤独の危険</li> <li>・人格喪失の危険</li> <li>・社会集団と伝統的親和力の爆発</li> <li>・責任と自発性の喪失</li> <li>・社会での自分の運命を統御する機能の喪失 etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のコミュニケーションの手助け</li> <li>・責任感及び自発的精神・参加の回復と再発見</li> <li>・社会変化と新しい生活様式を引き受ける準備</li> <li>・個人の解放と意識化 etc.</li> </ul>

このような「先進工業社会」「脱工業化社会」「プログラム化社会」「消費社会」「余暇社会」等の様々な呼び方でいわれる現代社会の変化と、そこにおける人間の危機の自覚の前提には、個人又は集団としての人間の主体性の回復の可能性への深刻な問いかけが存在している。例えば Goldmann, L. は、

「自由主義的な時代と帝国主義的な時代においてはなお大きな場所を占め、生産活動、全体的な社会の社会的および政治的組織、普遍的な利害の問題、そしてその点からして文化生活の理解とそれへの参加などに結びつけられたさまざまな配慮からなりたっている、人間の知的ならびに感情的な生活のある領域のすべてが順次縮少され、極端なまでに減退しているのである。

そのようにして、本質的に受動的な、あらゆる責任ある決定に無縁な、そして本質的に消費（余暇の全体および文化的消費をも含む）の方へ向けられた精神構造をもつ人間のタイプが生まれている<sup>14)</sup>。」と述べて、「集団的主体の問題」を提起しているが、これは20C以降の

西欧社会が抱えてきた難問とその自覚であるといってよい<sup>15)</sup>。いわば、超越的な主体による世界の創造という、ある先駆的な主体の観念から経験的主体の観念の分離を経てきた、ヨーロッパの宗教的伝統及び歴史の延長上にA.S.Cの議論は成り立っているのである。しかも、個的な主体の有り方ではなく、分業が前提として成り立った社会での、一團となって行動する、集団としての主体の問題というのが今日の位相なのである。A.S.Cの議論が集団を基本に展開されるのはこのような理由によっている。

又、1968年の5月革命は、A.S.Cの発展の一つの重要なきっかけとなったが、それは、この運動の中では、人間の創造性・主体性の回復が希求されたことと無関係ではないのである<sup>16)</sup>。

### (3) A.S.Cの活動と特徴

次に、A.S.Cという場合、研究、実践において何が対象となるのかという点について述べておきたい。下の表はパリ地区の新都市における32のA.S.C施設の活動の分類であるが、スポーツ・文化・教育・集団活動・子供の余暇等、その範囲が極めて広いことが注目される。

表3<sup>17)</sup>

活動	%
・奉仕業務（託児所・幼稚園・衣類市・小児のガイダンス）	20
・スポーツ（子供の柔道・婦人の体操）	15.5
・一般教養（図書室・映画クラブ）	15.3
・表現（ダンス・音楽）	11
・余暇活動（とくに12歳以下の子供のための）	10.8
・教育（家庭経済・言葉のコース・識字）	10.5
・アトリエ（とくに12歳以下の子供・陶器製造・絵画・写真）	10.1
・出会い（婦人クラブ・青年クラブ・老人クラブ）	6.6
	100

この点では、一部ずれるところもあるが、日本の社会教育活動と似ているといえよう。しかしながら、日本の場合、概念にしても制度にしても、法律を中心とした一点から拡散する集中型のいわば一元的構造を持っているのに対し、フランスのA.S.Cは多元的であるという違いがある。その歴史的理由についてはすでに述べた通りだが、A.S.Cの研究は、この多元性を承認し、これを現代社会に対するA.S.Cの可能性の源として理論化しようとする方向に向っているといつてよい。従って、A.S.Cの特徴を複数指標的に抽出することが概念構築の重要な基礎作業となっているが、筆者なりの整理を示せば、次のとおりである。

①芸術・知識・社会・手工芸芸・身体活動の全体を含む  
 ②自主的・自発的な活動であること  
 ③無償の活動であること  
 ④労働以外の余暇時間の活動であること  
 ⑤既成の機関で充足されない新しい要求  
 ⑥集団で行われる活動であること  
 ⑦施設・職員・融資などの公的援助があること

A.S.Cはこれらを具体的な指標（根拠）として、社会において、他の領域に解消し得ない独自の領域を形づくってきているのである。次にA.S.C固有の概念の形成過程として、その制度化について検討してみたい。

## II. A.S.Cの制度化と多元主義

### (1) アニマトゥールの専門職化

A.S.Cの制度化の動きを示す変化のひとつは、アニマトゥールという職員の専門職化の動きが見られることである。

すでに述べたように、A.S.Cは民間での自発的な団体の活動を土台としているが、それらの団体活動の自由を保障する制度として、1901年につくられた結社に関する法律 (loi du 1<sup>er</sup> juillet 1901 relative au contrat d'association) が現在まで使われてきている。この法律は、金もうけを目的としない2人以上の結社を法的に承認し、その公的有用性を認め、かつその活動を保障しようとするものであるが、次章で述べるように、結社をめぐるここ20年の動きの中で、その意義が再確認されてきているものである。中でも、A.S.Cに関わる結社の数が増えてきていることが注目される。

表4<sup>18)</sup>

	つくられた結社の数	
	1901-1957	1958-1973
従軍者、戦争犠牲者の結社	30	4
階級友愛	42	3
スポーツ	84	72
スポーツ以外(社会・文化的、文化的)	106	299
	262	378

今日アニマトゥールと呼ばれるようになった職員は、歴史的には、宗教団体の組織する団体のリーダーや篤志家、青年運動の活動家・幹部、組合運動の闘士の果した役割の制度化・近代化によって生まれたものといえる。伝統的村落共同体における家族や教会、そして祭りなどの団体活動の近代化であるA.S.Cの一部として、活動家・篤志家型の職員から、資格を有する専門職という形態への移行が進んでいるのである。

A.S.Cの土台をつくっている自発的な運動や組織は、理念・目的・活動方法など様々な要素で、それぞれ固有の立場を有しているため、その実態は極しく多様である。アニマトゥールの専門職化は、これを一つ制度にまとめるとする動きといえるが、こうした土台の性格から、多元主義的な特質が生ずるのである。しかし、アニマトゥールの専門職化の動きに対しては、それがA.S.Cの領域におけるテクノ・ビューロクラシー（管理技術主義的官僚制）の傾向を強めるという批判がある。A.S.Cが本来、関係者の自主的な意志や共感によって支えられるべきであるというのがその理由であるが<sup>19)</sup>、この点は、A.S.Cにおける民衆の参加の可能性と密接に関わっており、多元主義的制度化の評価を分ける論点の一つである。A.S.Cの制度化を推進する立場からは、アニマトゥールの専門職化は現代の民主主義及び文化の再生の要として重視されているのである。

a) 専門職化への動きは、1960年代から始めた。まず、青年・スポーツ省によって、1961年からの第一次のスポーツ・社会的教育施設設計画法のもとで、その指導者を養成するための青年幹部休暇（1961）がつくられ、18歳から25歳までの青年労働者のアニマトゥール幹部としての見習い訓練が始められた。

1964年には、青年及び民衆教育共同基金（La Fonds de Coopération de la Jeunesse et de l'Education Populaire, FONJEP）が創設される。これは国家と地方自治体、民間団体の3者の代表によって構成される、各省にまたがった共同管理の機関で、A.S.Cを発達させることによって、社会活動と生活の質の向上を図ることを目的とするが、国家、自治体、家族金庫（Caisse d'Allocation familiale）、民衆教育諸団体、貯蓄銀行、企業等から拠出された基金を運用して、青年教育・民衆教育の幹部の養成と、各種の団体の中に、専任のアニマトゥールを配置するためのポストを設置し、その報酬を保障することによって、専門職化の重要な要素となってきた。1976年に、FONJEPが設置したポストは967である<sup>20)</sup>。

しかし、アニマトゥールの専門職化に大きなはずみをつけたのは、同省がA.S.Cの役割とアニマトゥールの職

務を明確化する目的で設置した作業グループによる1966年の報告である。これによって、アニマトゥールの職務がはじめて特定され、社会的認知を受ける第一歩となつた。この報告書は、アニマトゥールの職務を次の5つに分類した<sup>21)</sup>。

- ① 組織・管理の職務（時間を組立て仕事に段取りをつける能力、財政的管理能力、予想する能力、場所の活用能力、社会・文化的な基礎を入念につくり上げる能力）
- ② 関係づけの職務（グループを支え、その自律的な発達を助ける、グループの中及び各グループ間のコミュニケーションを助長する、グループと公権力の間の関係の形成・維持）
- ③ 教育者・情報伝達者の職務（各人が1人でまた他と協力して訓練するのを可能にする、各人が情報及び文化的資料の出處に近づくのを容易にすること、結果を確認しながら柔軟なプログラムの中に上の自律的な訓練を加えること）
- ④ 研究・評価の職務（研究者ではないにしても、アニマトゥールは次のような行動のとれる者でなければならない。  
——彼が関わるグループ・個人の行動と、彼自身の行動との間に距離を取る能力  
——体験に導く時に、科学的方法を駆使する能力  
——専門的研究者と連繋をもつ能力）
- ⑤ 文化創造の人間としての職務（単なる下位の担当者に留まりたくないとするなら、アニマトゥールは絶えず自己を完成しなければならない。たとえば  
——異質な文化を受け入れて、それを生かすという願いを他人に伝えたり、目覚めさせたりできるために、あらゆる形の文化を受け止め得ること  
——いかなる形ではあれ、『創造者』たり得ること、あるいはそなり得ること）

こうしたアニマトゥールの職務の理念形に近い形での特定化の作業は、とくに自治体内部でのアニマトゥールの地位の明確化や報酬の決定、そしてアニマトゥールの養成等の基準として、総じて専門職化には不可欠なものであった。

この努力は、その後国と結社の代表による国の委員会に引き継がれた。1970年に至り、国の青年・スポーツ担当の事務局の承認した、社会的教育及び文化の活性化の専門職員の地位についての「一般原則」が決定され、1970年8月17日の回状として交付された。この回状では「社会的教育・スポーツ・文化の活性化における専門職員であるアニマトゥールは、社会福祉関連労働者の一員であ

る<sup>22)</sup>」と定義され、又「アニマトゥールは、教育・文化・スポーツ的目標の諸活動を生まれさせ、発達させることを職務とする。これらの活動は、原則的に、すべての人々に対するものであり、全体的で恒久的な教育を目指すものである」と規定された。

さらに、引き続いて1970年10月29日に出された「社会的教育の活性化のための専門的職員の自治体による募集と雇用」についての回状(Bord-Comitiの回状)によつて<sup>23)</sup>、募集におけるアニマトゥールの能力と報酬の基準が定められたが、この規定は、1980年に廃止されるものの、アニマトゥールの募集・雇用に関わる能力の評価と報酬の決定の基準に、取得した資格を用いたために、これ以降の専門職化・制度化の中での資格・養成制度の位置を大幅に高めることになった。

ところで、アニマトゥールの専門職化の動きを支える具体的な基盤は財政である。とくに、民間の団体の雇用するアニマトゥールに対する公権力による人件費の補助が、専門職化の中で少なからぬ役割を果たしてきていることが注目される。

b) フランスでは、青年の家や文化の家等のA.S.C施設は、建物を国や自治体が建て、その管理・運営を1901年法に基く団体が行い、施設の維持・管理費は国・自治体が負担するという形態が一般的である。その中で、館長やアニマトゥール等の館本来の機能に関わる人件費については、いまだ明確な方法が確立されておらず、自治体・連盟・国の負担等が入り混っているのが実態であり、概してアニマトゥールの財政基盤は弱い。逆に、それだけ篤志に支えられる部分が大きいのだが<sup>24)</sup>、施設・団体・連盟等から、公権力(とくに国)の財政支出が強く求められている<sup>25)</sup>。上述したポストの増加のための政策が進められているのは、こうした背景においてである。

ところで、民間の団体の職員の人件費に、公的補助を与えるようとするこの政策には、本来私的で自由な領域の活動が、社会的には、公的な機能・役割を果すのを積極的に認めるという、A.S.Cとアニマトゥールの公共性に関する論理が存在している。余暇大臣に提出された『アニマトゥールの仕事』という報告書の中で、FONJEPの総代のDavaine, M. は次のように述べている。

「金もうけを目的としない結社は商業体制の外に位置づいている。それらは会費だけや、活動から上の金銭的寄与に頼ることによっては、奉給費やその他の負担を跳ね返すことはできない。成程、会費と金銭的寄与が負担の全体を支弁する例はある(いくつかのテニスクラブはその例)。

しかし、それは楽な大衆に関してのことであり、本報

告に絶えず現われてくる一般の利益(intérêt général)の概念からは遠ざかることである。

結社がすべての者に開かれ、一般の利益に応えることができる原因是、外部の財政介入(intervention)と引きかえによってである。

全体からいって、結社は定期的な財政的支持を見つけるべきであり、それによって、雇用と奉給生活者に保証された財源が問題となるときに、結社は特に悪い冒険をおかすことから免れられるのである<sup>26)</sup>。」

次に、公権力の介入の具体的方策について述べると、まず、国のレベルでは、次の5つの形態がある<sup>27)</sup>。

- ① 労働省の地方指導者の職(金もうけを目的とする私的組織をも含んだ私的機関と市町村を対象とし、家族問題、子供、青年の余暇、老人・障害者の援助、あらゆる種類のアニマトゥール活動、小さな文化産業、文化遺産の保護、活用、すべてのスポーツに関する改革、社会的観光、消費者の保護、情報提供教育、結社への援助センター等が優先されるべき補助対象で、1981年に5,000、82年に10,000の職が目標とされている。
- ② 文化省の文化的発達の職——金もうけを目的としない結社・組織と市町村を対象とする。3,000の職に対し、1982年には190百万Fを予定している。
- ③ FONJEPによる数省庁にわたった出資——余暇・青年・スポーツ省、環境省、国民連帶省、農業省と観光担当国務大臣が協力しているが、1982年の実績は次のとおりである。

表5<sup>28)</sup>

省	81.8.1以前	81.9に設立されたポスト	82.8.1までに設立されたポスト	計
余暇、青年、スポーツ、観光	760	500	910	2,170
環境	0	0	50	50
国民連帶	744	250	350	1,344
農業	26	0	45	71
自治体によって100%支払われているポスト	200	0	0	200

- ④ 「サービス手当」事業に関わる出資——数年前から、家族手当金庫、国民連帶省、社会・社会的教育センター連盟の3者が、共同で始めた出資で、調整・活性化の職務を対象にして、予算の一部を支えている。

- ⑤ 全国及び地方の結社の運営費補助に関する出資—

これには人件費は含まれない。

次に県の段階では、人口が8万人で最少の Lozère 県から最大の250万人の Nord 県(パリを除く)まで、バラつきがあるが、1981年には47の県が572人のアニマトゥールに対して資金援助をしている。その人口規模ごとの分布は次表のとおりである。

表6<sup>29)</sup>

県の大きさ	県の総数	介入している県	%
~ 200,000	12	6	50
200~ 400,000	34	15	44
400~ 600,000	21	12	57
600~ 900,000	14	9	64
900~1,200,000	7	2	28
1,200,000~	8	3	37

又、次表のように、このうちの80%以上が青年・民衆教育関係担当の職員である。

表7<sup>30)</sup>

スポーツ	戸外活動	青年・教育・住民	文化活動	観光	その他
37	6	469 ¼	24	3	33
6.5%	1%	82.1%	4.2%	0.5%	5.7%

最後に自治体であるが、これは県以上にバラつきがあり、把握が困難であるが、人口1万人以上の767の自治体では、3つの系譜で資金援助が行われている。

- ① FONJEP 職への国家の資金援助の補足として297の自治体で378のポスト
- ② FONJEP の一環として出資するが、国家の参加を得ない自治体によるポストが224
- ③ 結社への直接出資によって、220のポスト

このような公権力の介入に対しては、それによってもたらされる、財源の出資者に対する精神的義務に関する反発もある。介入・援助と統制との矛盾は、制度化に付随する基本的な問題であるが、次に述べるように、国・県・自治体の各段階で、介入・援助が進められているため、その多元性が、一元的な統制の緩衝の役割を果しているという指摘もある。Davaine の報告は、この点を次のように述べている<sup>31)</sup>。

「財政的介入の『防具』——資金調達が雇用の場所から遠くになれば、それだけ結社とアニマトゥールの自由が保障される。単一の資金調達は単一の依存関係を生み

がちである（命令を支払う）。多元的出資 (plurifinancement) は影響の多様さを導き、必然的に影響は対立せずに相殺しあうのである。」

事実がこの通りであるかどうかについては、Davaine の指摘にそのまま従うわけにはいかないが、A.S.C 制度を支える多元主義の原則への当事者側の関心として注目しておきたい。

## (2) 資格・養成

アニマトゥールの専門職化・制度化の動きの中で、次に注目されるのは資格制度の整備過程である。

a) まず最初につくられた国家資格は、青年・スポーツ省による「民衆教育指導員の国家免状 (le Diplôme d'Etat de Conseiller d'Education Populaire, D.E.C.E.P., 1964) である。これは1960年代のスポーツ・青年教育振興策の一環としてつくられたもので、この分野での技術的・教育的指導員の地位を確定することを目的としたが、民衆教育・学校外教育・結社に対するサービス活動・青年運動についての規定しか有していなかった。

D.E.C.E.P. への応募は1965年から始められ、初回は671人の登録に対し、249人が資格を得た。1978年までの資格修得者数は4,000人に達している<sup>32)</sup>。

b) 次につくられたのは、「技術短期大学修業証書 (le Diplôme Universitaire de Technologie, D.U.T., 1969) である。これは技術短期大学の卒業資格として交付されるものであるが、1968年に、「社会福祉関係の進路 (carrières sociales)」の選択の1つとしてアニマトゥールが正式に認められたことによる<sup>33)</sup>。D.U.T. の養成期間中の単位は、次の C.A.P.A.S.E. の一部として認められることになった。

c) 次は「社会的教育活性化適性免状 (Brevet d'Aptitude à l'Animation Socio-Educatives, B.A.S.E.)」と「社会的教育活動向上適性証書 (Certificat d'Aptitude à la Promotion des Activités Socio-Educatives, C.A.P.A.S.E.)」である。

1970年にできたこの2つの制度は、先の D.E.C.E.P. の見直しの中で制定に至った。

まず、前者の B.A.S.E. は、(社会的教育向上の県委員会 Comission départementale de la Promotion Socio-Educative, C.O.D.E.P.S.E.) から授与されるもので、19歳以上で、2年以上の経験を有することが応募の条件となっている<sup>34)</sup>。1975年には1,500の応募があったのが、翌年には900と後退したものの、後出の D.E.F.A. の前提資格となっている。

一方の C.A.P.A.S.E. は<sup>35)</sup>、1980年に D.E.F.A. に取って替られるまでの間、資格制度についての重要な実験を

提供した。C.A.P.A.S.E. は社会的教育向上地方委員会 (Commission Régionale de la Promotion Socio-Educative, C.O.R.E.P.S.E.) によって授与され、次の4つの課程からできている。

- ① 開始の期間
- ② 教育課程
- ③ 実践経験
- ④ 評価試験

これは B.A.S.E. の資格を持つ専門家に対するものだが、一般の篤志者にも開かれており21才以上が条件であった。

①では、応募者は履歴と A.S.C 活動についての資料を提出しなければならず、さらにこの資料についての筆記・口頭2つの試験が行われる。最後に、C.O.R.E.P.S.E. の面接が行われる。

次の「教育課程」では、14の実習が組まれており、14単位が与えられる。実習は各種の活性化の関連施設で行われ、C.O.R.E.P.S.E. が施設のリストを作製し、単位の承認権を施設に与える。この14単位の中には、

- ・義務実習（6単位、300時間——記述・口述表現、教育心理学、集団生活、環境についての知識、文化面の研究、管理・運営方法入門）
- ・選択実習（6単位、400時間——記述と口述以外の表現：造形芸術・舞台芸術・肉体表現・外国語、経済入門、環境研究の応用、余暇・スポーツ・戸外活動、空間の整備、国家的又は国際的制度）
- ・自由実習（2単位、担当責任者の協力を得て、候補者が分析と観察の項目一覧をつくる）が含まれている。

「実践経験」は、C.O.R.E.P.S.E. によって認められた場所と条件において、9ヶ月間行ない4単位が与えられる。実践を始めるまでに、候補者は4単位（うち3単位は義務のもの）を修得していなければならず、観察の結果で4単位を得ることができる（実践的技量、環境の知識：要求・希望・条件、調査と資料、施設についての批判的知識）。

「評価試験」は7項目について行われ、義務であり、7単位が与えられる。（知識を使いこなす、面談という特権の付いた記述試験、現代の事件についての面接、活性化の試験、教育に関する候補者によるレポート、そのレポートについての C.O.R.E.P.S.E. との面接、実践経験について書かれた詳細な報告）

以上が3年間の期間に（2年の特例もあった）実施されることになっていた。

このように C.A.P.A.S.E. は従来にない組織立った資格制度であったが、その特徴を Besnard は次の5点に整

理している<sup>36)</sup>。

- ① 理論と実践、専門的知識と博識な(encyclopedique)知識の統一という独創的で理想的なモデルであること
- ② 専門家だけでなく、篤志の活動家にも門戸を開いたこと
- ③ 規則上の多元主義と養成機関の多元主義
- ④ 応募者のリズムにあわせて進める自由さ
- ⑤ 国、地方、県の各委員会を通じた養成システムによる、不断の完成に対する配慮

とくに③の点は、各種各様の歴史の中で形成されてきたA.S.Cの各活動の中で、その生命ともいべき運動性・自律性をまず保障した上で統一的制度化の工夫として注目に値するものであった<sup>37)</sup>。

しかしながら、C.A.P.A.S.E. はその理想主義の故に、現実には十分に機能を果すことができず、替わりに D.E.F.A. がつくられる。次表は前者の成果を示すが、平均の合格率が20%にも満ちていない。単位の未整理や全体の仕組みの複雑さもあったが、資格取得の困難が C.A.P.A.S.E. が改正される理由の一つであった。

表8 1970年から78年までの C.A.P.A.S.E. の結果の統計<sup>38)</sup>

年 数	CAPASEの開始の期間に認められた応募者	年間の CAPASE の資格を得た応募者
1970—1971	1,010	—
1971—1972	948	29 (3.1)
1972—1973	872	24 (2.8)
1973—1974	720	46 (6.4)
1974—1975	772	99 (12.8)
1975—1976	822	249 (31.5)
1976—1977	825	395 (47.9)
1977—1978	1,074	296 (27.6)
平均	7,043	1,138 (16.2)

d) 活性化職に関する国家資格(Diplôme d'Etat relatif aux fonctions d'Animation, D.E.F.A.)は、1979年に、健康・家族省と青年・スポーツ・余暇省の共同の命令として公布された。C.A.P.A.S.E. から D.E.F.A. への変化の要点は、再び Besnard に従うと次の6点に整理される<sup>39)</sup>。

- ① D.E.C.E.P. や C.A.P.A.S.E. などの先行の制度の体験と思想を継承
- ② 全体各部分の緊密な結びつきの強化と構造化
- ③ 理論と実践の結びつきに対する配慮
- ④ 技術面の重視

⑤ 制度的教育と自己教育の間の均衡

⑥ 今までの経験、体験の重視

D.E.F.A. は 3 年間のフル・タイムの養成によって与えられる資格で<sup>40)</sup>、①活性化に関する一般教育、②活性化の体験、③教育の最終評価の 3 つの課題からできている。

①の一般教育課程に入るには、次の 3 つの条件の 1 つを満たす必要がある。

i. 専門職としての 3 年の活動経験の証明

ii. 社会・教育・文化・スポーツ組織における、専門職としての、または篤志での 3 年の活性化の役職の証明

iii. B.A.S.E. の取得者

応募は健康、スポーツ・余暇省のそれぞれの地方事務所へ行ない、「活性化教育地方委員会」(La Commission régionale de formation à l'animation C.O.R.E.F.A.) が、決定する。養成は、次の 3 段階で行われる。

① 一般教育

② 活性化の経験

③ 最終審査

まず①の一般教育は 5 単位の教育と実地見習いに分かれている。前者では、各単位最低 160 時間、合計 800 時間が義務づけられている。5 単位の内容は次のとおりである。

(i) 運営・組織・管理 (管理・運営の分析、簿記・予算の予測), 労働法・社会福祉法, 活性化の法制度的背景, 民法上・刑法上の責任, 労働組織の原則と方法, フランスの行政組織と地方制度)

(ii) 教育学・人間関係 (心理学・教育学・社会学の一般的基礎知識, 子供・青年・成人の発達段階と問題, 活性化の領域に対する人間科学と社会科学の貢献と限界, 個人の行動の社会的決定因と教育学的見方, グループの構造と現象, 面接と集会指導の技術, 統計・調査の方法)

(iii) 活性化の技術 (視聴覚装置, 映画, 造形芸術, 音楽表現, 演劇, ダンス, スポーツ・戸外活動, 肉体表現, 本を使った活性化, 文明の文化的局面, 工芸活動, 学術的活動, 旅行, 識字, 家計の管理・監督, 社会復帰, 家族の余暇・休暇, 退職への準備・老人学, 家族会議, 居住条件・社会生活, 専門教育に属さない学齢期の子供の余暇)

(iv) 活性化の社会的背景 (a) 経済体制, b) 政治体制, c) 経済・社会情報の源: 生活環境の知識と統計・調査の基礎知識, 生活背景を構成する様々な社会・経済的相の研究——都市化・環境問題・地域計

画・エコロジー・公共性・記号学, d) 社会の構造・成果・改革, e) 協同的生活

(v) 選択 (2 番目の技術の修得か最初の技術の深化) 次の実地実習では、フル・タイムか時間を区切って(但し 8 カ月以内) 210 時間が義務づけられている。

前の 5 単位の取得には、審査官 (jury) の制度が設けられており、審査官によって、知識を使いこなしているかどうかの判定が行われ、4 回以上審査を受けることはできない。又、実地実習では報告を提出しなければならず、審査官の前での説明が求められる。以上の過程を経て、活性化の一般教育の証明書が得られ、次の段階に進む。

第二段階の活性化の体験では、フルタイムでの実体験があり (実際の場所での 9 カ月の体験), 職業への適応教育を受ける (240 時間以上)。そして最後に最終評価が行われる。

### (3) 施設

次に注目されるのは、施設の増加の動きであるが、これには国の経済社会計画による援助策の影響が大きい。

フランスでは第二次大戦後、いわゆる「混合経済」と呼ばれる経済体制が採用され、1947年の第一次計画から現在まで、7 次の計画が立てられてきている<sup>41)</sup>。その中で、第 4 次計画 (1962~65) 以降、集合施設 (équipements collectifs) が重視され、次の 5 次計画以降は、全体的な文化計画を立てる上で国が条件整備的役割が強調されてきている<sup>42)</sup>。こうした経済社会計画の中で、各省ごとの施設の振興策が進められてきたのである。

a) 文化省——人民戦線期に始められた文化政策は、戦後も引きつがれ、1946年のフランス第 4 共和国憲法には、「国家は、青少年及び成人の教育、職業訓練と文化への平等な接近を保障する。」とうたわれていたが、特に大きな転換をなしたのは、1959 年の Malrau, A. の文化事業担当大臣就任であった。新しい文化大臣の職務を規定した 1959 年 7 月 24 日の政令は、「人間性、特にフランスの主要な作品ができるだけ多くのフランス人に近づけ、できるだけ広い聴衆を我らの文化遺産に近づけることを保障し、それを豊かにする芸術、文化作品の創造を奨励する」と述べていたが<sup>43)</sup>、Malrau は、人民戦線期以来のフランス文化を嚮導理念とする一種の文化主義的ナショナリズムの立場に立ちながら、次に述べる文化的民主主義実現の一環としての政策にあたった。

1964 年の第 4 次経済発展計画の中では、演劇ホールの建設、文化の家の設置、アニマトゥールの養成センターの開設が提示されたが、中でも、文化の家は、Malrau による文化政策の中心施策であり、今日に至るまで文化政

策の中で重要な位置を占めている<sup>44)</sup>。その後、文化の家を中心には、各地に文化活動センターを設置し、地方の文化活動の援助と文化の地方分権化の政策が進められている。

② 青年・スポーツ省——これは現在の A.S.C 政策の中心的行政機関であるが、1961—65, 66—70, 71—76 の3次にわたるスポーツ・文化・社会的教育計画法による振興策が大きな役割を果した。これはグルノーブルの冬季オリンピックを契機として始ったスポーツ振興策であったが、競技場、体育館・プール等スポーツ施設の振興と並んで、青年と文化の家 (Maison des Jeunes et de la Culture) や青年宿泊所 (Auberge), パカンス・センター、自然センター等の A.S.C 施設の振興が行われたのである。

③ その他の省庁——以上その他、農業省では、農村振興策として、1966に農業リセとコレージュに文化担当の教師集団をつくり、社会・文化室を開設して、これをその地域の活性化のセンターにする政策が進められている他、農村の家 (foyer rural) への援助、振興策も進められている。

又、社会福祉省では、第5次経済計画に基づいて、勤労青年の家や社会センターへの投資が行われた。

最後に、1965年に集合住宅に設置すべき集合施設の基準が、50戸以上の場合は、1戸当たり1m<sup>2</sup>, 250戸以上の場合は0.2m<sup>2</sup>と確定されたことも注目されよう<sup>45)</sup>。

このように、各方面からの振興政策が進められた結果として、この二十数年間に建設された A.S.C 施設は多種にわたり<sup>46)</sup>、又、その量的な増加にも変化が見られたのである。Besnard の整理によれば、基本的施設の種類及び数とその変化は次の通りである<sup>47)</sup>。

- ① 子供の余暇のためのセンター……户外センター  
(1970年で2,290), 余暇センター (1975年で6,141)  
外に子供の家、子供図書館など
- ② 青年と文化の家……多種に分れるが、180 (1956年) から1,235 (1965年), 3,500 (1980年)
- ③ パカンスセンター……林間学校 (Colonie de vacances) 等7,135 (1977年)
- ④ 社会センター及び社会・文化センター……約700
- ⑤ 文化の家……14 (予定2, 1981, 植民地を含む)
- ⑥ 文化活性化センター……23
- ⑦ 自治体の文化センター……280 (1974)

このような各種の施設は、それぞれ A.S.C の専門施設として分化独立してきたものであるが、次に、FONJEP の調査によって、これらの施設における活動の種類を示しておきたい。

表9<sup>48)</sup>

施 設	祭り、遊び	体育、スポーツ、野外活動	芸術的、肉体的、表現活動	科学的、技術的活動	教育心理的活動	社会的、文化的活動	社会的、政治的活動	経済的、文化的活動	市民的、政治的活動	平
										%
地方音楽センター	93	1	100	3	6	7	—	3	27	
社会センター	42	34	61	31	35	18	34	32	36	
勤労青年の家	52	63	48	27	45	52	73	66	53	
青年運動関係	38	61	60	20	43	36	44	31	42	
各種施設	50	50	75	25	50	39	50	46	48	
養成機関	13	9	13	7	46	2	4	4	12	
M J C	39	68	72	35	42	41	55	68	52	
レオ・ラグランジュ	55	55	68	35	39	58	52	45	51	
市立アニマトゥール	40	75	45	30	50	60	65	45	51	
民衆教育関係	25	32	76	25	58	22	57	45	42	
968 全体に対する平均	43	51	84	28	46	36	51	51		

### III. A.S.C 理論の検討

#### (1) A.S.C 概念の吟味

以上、見てきた A.S.C の制度化の過程における多元主義は、フランスの民衆教育の伝統によって規定されたものでありながら、A.S.C を行う団体や個人の自由と主体性を配慮した、自由主義的なモデルというべきものであった。ここでは、冒頭で述べたように、社会学者による概念の整理や定義の試みなどの研究成果をもとに、A.S.C の理論化の過程をたどってみたい。

すでに触れたとおり、民衆教育から A.S.C への転換の中で、最も重要なものは、民衆と文化との関係についての理念上の転換である。19C 後半からの基礎教育段階での学校教育制度の整備の後、次第に本格化した民間での民衆教育活動は、民衆大学運動が典型的に示したように、一般民衆に対する文化の普及(民衆と文化の結合)を主要なモチーフとしていた。人民戦線期の文化政策を引き継いだ 1959 年からの Malrau による文化政策は、前者の系譜の正当な後継者であるといべきであり、又、それに最も明確な形を与える施策でもあった。この政策での Malrau の立場は人類の生んだ文化(最高度に昇華されたものとしての)遺産の恩恵を一般民衆にも与えること、文化への民衆の接近を容易にさせることというものであり、文化的民主主義の提唱であった。Malrau は、学

校教育の普及と同様に、文化に対する機会の均等を唱え、文化の家の無償制を強調している<sup>49)</sup>。

こうした人間の生活全般の中でも、とくに文化の問題から民主主義（人間の解放）を実現しようとする、いわば文化主義ともいすべき考え方には、A.S.C が、民衆教育の伝統から継承した最も中軸的な理念であるといってよい。

しかしながら、A.S.C では、文化の捉え方での視座の転換が試みられるのである。

A.S.C が民衆教育的「伝統」に対する「革新」として提起するものは、民衆の自律的な文化創造への可能性の強調であり、エリート文化の普及をもって、民衆教育の方法とする従来の「伝統」の拒否である。例えば、サブ・カルチャーについての次のような指摘は、そのプリミティブな理論化であるといえる<sup>50)</sup>。

「労働者階級の中に、特別の文化的行動 (comportements) が存在しているとすれば、同じことが青年・婦人そして中産階級の中でさえ、その社会、職業的な層に対して当てはまる。(….) その時 (エリート文化への反抗が始まるまで) 殆ど研究・分析されなかった (青年についてのいくつかの体験的試みを除いて) これらの文化的行動は、確立された社会・文化的制度の中で支配的な『高められた文化』という文化モデルに対する問題提起をなす『下位文化』そのものを構成するのである。」

それでは、こうした民衆文化への注目の上で、A.S.C の理論はどのように形成されたのであろうか。

まず、一番早い時期に属する Charpentreau の定義からみていこう。

「A.S.C は、本質的に最も多くを参加させながら、市民の生活の可能な最も広い領域で文化の可能性(possibilités de culture)を提供することから成る<sup>51)</sup>。」

これは「文化の可能性を提供する」という表現から見て、Malreau の文化的民主主義論に近いといえるが、次第に集団内の人間関係やコミュニケーションの改善に焦点が移っている。ここではエリート的文化に対抗する民衆文化としての集団・人間関係の発見というべき視座の転換が見られるのである。

「A.S.C の意味は、仲間や集団、そして個人を取り巻く環境の中で、又はそれらに対して、コミュニケーションを発達させ、社会生活を構造化することを目指す、半指示的な方法によったすべての活動であり、又、統合と参加の方法である<sup>52)</sup>。(1966年、活性化についての第1回の全国集会での J.P. Imhof の報告)

又、Simonot は次のように述べている。

「A.S.C は社会生活の一つの領域であり、各個人に対す

る直接的な活動を通して、その職員個人間及び集団的な態度と関係の変化を目的として専心する。この活動は、一般には、非指示型か能動的方法による教育学の力を借りて、多様な活動が媒介して行われる<sup>53)</sup>。」

両者ともに高等の文化を与える対象としての民衆の受動的な位置付けを転じて、集団及びその中の個人の活動と関係に生命を与え、活発化させることと、集団・個人の能動性・自律性を重視しているが、ここでは、さらに、A.S.C が、「統合と参加の方法」であるとされている点や A.S.C が「半指示的な方法」、「非指示型か能動的方法による教育学の力」によるとされる点が注目される。こうした文化に関する視座の転換・自律的な集団活動の可能性の発見からは、社会的な帰結が導かれる。この点について、J. le Veugle は次のように述べている<sup>54)</sup>。

「(紹介された A.S.C の例は) 重点と主導権と責任が、指導する者の専売特許であることを止めた、多少とも集団の構成員が参加する一つの変化の証拠である。それは、活性化又は参加と呼ばれる新しい構造がつくられたというにも等しい真実である。

そこには、社会の前進的な民主化への努力が見られる。最初に語法として、普通選挙とともに政治的に理解された民主主義は、少しづつ経済・社会そして文化の領域にまで自己を広げている。

我々はそこに、哲学的にいって人間性の進化の現在のひとつの局面を見ることができる。(…)

各人は次第に組織された全体に一体化しながら個性化していく。」

A.S.C は、民主主義の土台としての民衆の文化を活性化させることによる権威主義的社会構造の転換、主導権の移動による参加型民主主義社会への移行という社会的機能の面から重視されているのであり、前章で述べた、A.S.C の公共性とは、このことに他ならない。

一方、こうした集団の自律性が生ずるには、集団を支える1人1人の個人の主体性の確立、自律がなくてはならないが、次の定義のように、A.S.C の理論は人間の成長・発達に関わる教育論を基本に有しているといえる。次節で述べるが、フランスでは、半ないしは非指示型の教育方法が A.S.C 固有の教育方法として発達しており、集団の運営に関わる技術論が A.S.C における教育論の一部となっている。

「(A.S.C) は、精神・身体・感情の面で、住民に刺激を与える、それによって人々の体験の扇が広げられ、いたるところで自己を実現し、十分に自己を表現し、彼が影響を及ぼし、貢献をなす社会への依属(依存関係)をよりよく自覚するのを可能にしなければならない<sup>55)</sup>。」(1974

年の A.S.C についての ブラッセル・シンポジウムでの Simpson, J. A. の定義)

ところで、以上のような A.S.C の理論化の過程では、A.S.C を積極的に評価する議論と、これを支配体制への適応をはかる、権力のデマゴギーとする議論との対立が見られる。前者の代表は Besnard であり、次のように述べる。

「活性化は、文化的生活への活発な参加の修復や、小さなグループ、自発的な結社、そして地区の施設でのより『熱っぽい』関係やコミュニケーションの確立を通して、適応の方法として、又この（同一性の喪失や不適応などの）社会的病理学での解毒剤 (antidote) として役立たれるだろう<sup>56)</sup>。」

これに対して、イデオロギー性を強調する代表は次の Gaudibert である。

「(A.S.C) は猛烈な都市化と、逆にいくつかの農村世界での断末魔という、独占資本主義の集中的な発展によって発生した否定的な事実に対する防衛として、60年代に発達した。それは、生活環境や生活様式、生活慣習の変動によって生じた心理的傷に囚われた個人と集団を適応させ統合するべく運命づけられている。それは『文化的発達』というブルジョワの目論見であり、イデオロギーなのであり、集団の精神状態を解き放ち、参加という見透しの中で、変化に慣れさせようとしているのである<sup>57)</sup>。」

これに対しては、Besnard は Gaudibert の議論を直接取り上げて、それが Althusser の「国家のイデオロギー装置」論によった、純粹理論的分析に傾きすぎた考え方であり、社会の現実を見ず、かえって大衆を操作しかねないと批判している<sup>58)</sup>。

しかしながら、現在のフランスが階級社会であることを認めるならば、A.S.C も生産関係に根ざしているというべきであり、ベルギーの A.S.C 研究者 J. Pirson-de Clercq のいうように、「結局、A.S.C はいかなる方法によっても、支配的イデオロギーによって規定された、文化的実践本来の領域から免れることはできない<sup>59)</sup>。」とするべきであろう。

つまり、今までの概念の検討の中で明らかになってきたような「集団」、「自律性」、「文化創造」、「非指示型教育」などの A.S.C 理論に内在する基本的問題領域は、矛盾を持たない単一な、技術的改良で解決されるものではなく、それぞれに一様ならざる固有の矛盾を含んでおり、Besnard のいう A.S.C の可能性についても、各問題領域ごとの吟味を経た上でしか判断し得ないということなのである。そこで、最後に、以上の観点からの、筆者

なりの 3 つの A.S.C 研究の視角を提示しておきたい。

## (2) A.S.C 研究の視角

### a) 結社について

A.S.C 活動の土台が、自律的な結社 (association) であることはすでに述べたが、A.S.C 研究には、第 1 に 1901 年法をはじめとした結社の研究を欠かすことができない。ここではその場合に必要な基本的な点についてしか触れることができないが、これは、より大きな社会全体での結社への関心の高まりと一体のものと捉えておく必要がある<sup>60)</sup>。つまり、日常生活での伝統的な環境が消滅していくなかで、地方自治体、政党、組合など、従来、民主主義を支えてきた制度が有効に機能しなくなり、これらに代って、自由な意志に基づいた結社による様々な新しい質を持った運動が表われ、民主主義の新たな発展として注目されてきているのであり、この点は日本での 60 年代後半からの住民運動の高揚と通う点がある。こうした政治社会的機能を有する結社に対し、A.S.C は文化・社会の面からの役割を果すのであり、従ってその機能が重視されるのだが、次のような Labourie の指摘は、この両者の接点を捉えたすぐれた分析であるといえる。

「結社が、新しい文化に向けた向上と闘い（性や女性解放・環境・公害）の上に構築されているときには、その結社は、表現とイデオロギー的籠絡に対する抵抗の場所になる。そして（アルチュセールの）『国家のイデオロギー装置論』ではこれは十分に説明されない<sup>61)</sup>。」

このような、「表現」と「抵抗」という視点は、A.S.C 研究としての結社 (association) 研究にとって基本的なものであるといえよう。

### b) 大衆文化と文化における創造性について

第 2 に、A.S.C 研究には「文化」の概念についての研究が欠かせない。中でも、個人及び集団の行動や表象・価値観・規範・型などのレベルでの民衆にそなわった文化と芸術的な創造性の領域としての文化という、本来矛盾する 2 つの「文化」概念の究明が必要である。前者については、1977 年に民衆教育研究所 (Institut National d'Education Populaire, I.N.E.P.) 主催の研究大会が催され、『民衆文化——地域的・民族的・社会的・宗教的弱者の文化の恒久性と噴出——』という題の報告書が刊行されている<sup>62)</sup>。

この両者は、本来矛盾するものであるが故に、その統合が目指されてきたものである。先の Malreau の文化的民主主義はその一例であるし、又、同種の議論は国境を越えて、アジアにも存在している<sup>63)</sup>。そして A.S.C が固有の方法論とするのも、この統合であるといえる。つまり A.S.C は反知主義・反文明主義とは区別されねば

ならないのである。この統合に関連して、Gaudibert の次のような指摘を引いておきたい。

「文化の家が文化的誘惑 (tentation culturelle) の永続的な源となるためには、活性化機能 (animation) が教育学的な介入ではなく、文化的誘惑を包み込む雰囲気を創造しなければならない<sup>64)</sup>。」

抽象的ないいまわしだが、とくに「文化的誘惑」という用語が持つ含蓄には注目する必要がある。つまり、A.S.C.は、Malreau のような文化的民主主義論を否定しながらも、本質的には経済、政治と並ぶ領域としての文化、中でも知性や文明の意義を重視し、基本に据えているのである。これは、言葉を変えれば、マス・メディアの発達により成立した大衆文化を分析した Morin, E. の次のような指摘にもつながる。

「生産された作品の芸術的・人間的な富は、結局はこの（作者とその公衆との関係を媒介するさまざまな社会的な力の集合に従属している）力関係に依存している。この重要な関係は、均衡と不均衡にしたがって操作される。創意と標準化との矛盾は、大衆文化のダイナミックな矛盾である。それは大衆文化の公衆への適合、公衆の大衆文化への適合のメカニズムであり、それが大衆文化の活力である<sup>65)</sup>。」

このようなオルタナティブの中にあって、「文化主義」の源となるのは「創造性」であろう。そして、この「文化主義」と「創造性」が、先に述べた結社の「表現」と「抵抗」とを生むというのが、A.S.C.に本来期待されるプロセスなのであろう。

### c) 非指示型の教育方法

最後に、非指示型 (non-directive) の教育方法の意味について述べておきたい。

非指示型のグループ・個人の指導は、A.S.C.の中心的な教育方法とされるが、これは、Lewin, K. のグループ・ダイナミックスの理論や、Rogers, C. の非指示的カウンセリング療法理論などを摂取しながら、民間の団体の実践の中で、実地につくりあげられてきた<sup>66)</sup>。A.S.C.の独自の方法といってよい。Mangenot, M. は、A.S.C.の目的と非指示性原則に触ながら、次のようにそれが単に技術ではなく「態度」であると述べている。

「協同的で非階級的関係の上に立って、個人や集団の作用の自律的発達を目指す上で、非指示性（勝手気ままではない）は技術であるより姿勢である。しかしながら、それは偉大なる『方法論的態度の征服』を想定しており、これによってアニマトゥールは、彼の介入の回数や質、期間、条件の決定に導かれる<sup>67)</sup>。」

Mangenot は、「非指示型」に対立するアニマトゥー

ルの姿勢として、「指令官型」と「家父長支配型」をあげているが<sup>68)</sup>、個人においても、集団においても、行動における目標、学習における課題の自力の発見と選択に徹底した力点を置いている。彼もいうように「偉大な方法論的態度の征服」の結果である非指示型の指導は、今まで述べてきた、A.S.C.の育てるべき個人と集団の自律性の要に位置する A.S.C.固有の方法論であり、深めていくべき研究課題だといえる。

### 注

- 1) Besnard, P., L'Animation socioculturelle (recherches), *Revue Française de Pédagogie*, n° 44, 1978.
- 2) Besnard, P. は①教会と結びついた宗教的流れ、②学校と結びついた世俗的流れ、③組合・政治運動と民衆大学の流れを上げている。Besnard, P., *Animateur socioculturel*, ESF, 1980, pp.51-54.
- 3) Davaine, M., les Métiers de l'Animation, *La Documentation française*, 1982, pp.39-41.
- 4) Toraille, R., l'Animation pédagogique, E.S.F., 1980.
- 5) 拙稿「フランスにおける民衆大学 (Université populaire) 運動の展開」、『教育学研究』、第44巻、第3号、1977。
- 6) Cacérès, B., *Histoire de l'Education populaire*, Seuil, 1964, Pujol, G., *l'Education populaire: histoire et pouvoir*, éd' ouvrières 1981.
- 7) Gaudibert, P., *Action culturelle*, Casterman, 1977.
- 8) 中村睦男「フランスにおける教育の自由法理の形成」、『北大法學論叢』、23、24集
- 9) Simonot, M., les Animateurs socioculturels, P.U.F., 1974.
- 10) Besnard, P., op. cit., p.10.
- 11) Simonot, M., *Approche psychosociologique des activités socioculturelles*; Debesse, M., Mialaret, G., dir'de, *Traité des Sciences pédagogiques*, P.U.F., 1978, p.370.
- 12) Besnard, op. cit., pp.18-24.
- 13) Simonot, les Animateurs socioculturels, op. cit., p.31.
- 14) Goldmann, L., *La Crédit culturelle dans la société moderne*, Denoël/Gonthier, 1971, pp.111-12 (引用は山路昭訳『全体性の社会学のために』1975, 106頁より)。
- 15) 立場は違うが、ラングランの生涯教育論においても、現代社会と人間主体の危機の問題が基本にある。(拙稿「ボーラ・ラングラン」、碓井正久編『社会教育』、講談社、1980)
- 16) Touraine, A., *La Société post-industrielle*, ed. Denoël, 1969. (寿里、西川訳『脱工業化の社会』1970)
- 17) Labourie, *Animation socioculturelle en France*, *Traité des Sciences pédagogique*, op. cit., p.404.
- 18) Labourie, *Institutions socioculturelles*, P.U.F., 1978, p.39.
- 19) Meister, A., *Animateurs et militants*, *Esprit*, 1973, n° 5.
- 20) Labourie, *Institutions*, op. cit., pp.158-60.
- 21) Besnard, *Animateur*, op. cit., p.74.
- 22) Besnard, ibid., pp.90-91, なお、Verdier, P., *les Institutions et les Organismes sociaux*, ESF, 1982, p.139 を参照。
- 23) B.O.E.N., n° 44, 1970. 11. 19
- 24) Pujol は、各連盟の職員の構成を紹介している。  
・青年と文化の家フランス連盟 (Fédération Française

- des Maisons des Jeunes et de la Culture)一常勤 382, 篤志者 17,000  
 。青年と文化の家地域連合同盟 (Union des Fédérations Régionales des Maisons des Jeunes et de la Culture)一常勤 155  
 。活動的教育方法の訓練センター (Centre d'Entraînement aux Méthodes d'Education Active)一常勤 250, 篤志 4,100  
 。フランス・ボーイスカウト・アンサンブル (Ensemble du Scoutisme français)一常勤 100, 篤志 25,000  
 。フランク族の仲間 (Francs et Franches Camarades)一常勤 100, 篤志 300,000  
 。レオ・ラグランジュ・クラブ連盟一常勤 100, 篤志 30,000  
 。休暇・余暇センター・フランス同盟 (Union Française des Centres de Vacances et loisirs)一常勤 200, 篤志 2,000  
 (Besnard, Animateur, op. cit., p.85より重引)  
 25) FFMJC, le projet des M.J.C. pour une éducation populaire permanente, 1978. 12. (大会資料)  
 26) Davaine, les Métiers, op. cit., p.89.  
 27) Davaine, ibid., IV章より  
 28) Davaine, ibid., p.98.  
 29) Davaine, ibid., p.106.  
 30) Davaine, ibid., p.109.  
 31) Davaine, ibid., p.93.  
 32) Besnard, Animateur, p.105.  
 33) Simonot, Les Animateurs, op. cit., pp.35-37.  
 34) J.O., 1970. 3. 28., p. 2988  
 35) J.O., 1970. 3. 28., pp.2988~89  
 36) Besnard, ibid., p.108.  
 37) Pujol, G., La formation des animateurs, Traité des Sciences Pédagogique, op. cit., p.109.  
 38) Besnard, ibid., p.109.  
 39) Besnard, Animateur, op. cit., p.109.  
 40) Davaine, Les Métiers, op. cit.,  
 41) Besnard, Animateur, ibid., 新田俊三『フランスの経済計画』, 日本評論社, 1969.  
 42) Charpentreau, J., Pour une Politique culturelle, éd' ouvrière, 1967, Bensaïd, G., La Culture planifiée? Seuil, 1967.  
 43) Mesnard, A.-H., La Politique culturelle de l'Etat, P. U.F., 1974, p.34.  
 44) 拙稿「社会の主体形成と施設」, 藤岡貞彦編『社会教育の  
     計画と施設』1980.  
 45) Charpentreau, La Politique, op. cit., p.64.  
 46) Labourie は les institutions, op. cit., の中でA.S.C制度の項目59のうち26を施設に当てている。  
 47) Besnard, Animation socioculturelle, P.U.F., 1970, pp. 53-56. 但し一部を補った。  
 48) Basnard, Animateurs, op. cit., p.77.  
 49) l'Experience des Maison de la Culture, Note et Flu-  
     des Documentaire, n° 4052, 1974, p.55.  
 50) Labourie, L'animation socioculturelle en France, Traité des Science Pédagogique, op. cit., p.425.  
 51) Charpentreau, Animation culturelle, 1964. (引用は Besnard, Animation socioculturelle, op. cit., p.14 より)  
 52) 同上, p.14.  
 53) Simonot, les Animateurs socioculturelles, op. cit., p. 27.  
 54) J. le Veugle, Initiation à l'éducation permanente, Privat, 1968, p.199.  
 55) Davaine, les Métiers, op. cit., p.19. より  
 56) Besnard, Animateur, op. cit., p.21.  
 57) Gaudibert, Action culturelle, op. cit., p.167.  
 58) Besnard, Idées libres—mon vélo est-il un appareil idéologique d'Etat?, Education permanente, n° 37, 1977.  
 59) J. Pirson-de Clercq, R. Pirson, L'Animation socio-culturelle, espace d'affrontement idéologique, ed' Labor, Bruxelles, 1977, p.174.  
 60) 一例として, Esprit 誌は, 1978年 n° 6 で, "La démocratie par l'association?" の特集をしている。  
 61) Labourie, Traité des Science Pédagogique, op. cit., p.421.  
 62) Poujol, G., Labourie, les cultures populaires—Permanence et émergence des cultures minoritaires locales, ethniques, sociales et religieuses, Privat, 1979.  
 63) 毛沢東の『學問・藝術論』での「普及」と「向上」の概念はその一例であろう。  
 64) Gaudibert, Action Culturelle, op. cit., p.24.  
 65) L'Esprit du temps 1. (宇波彰訳『時代精神 I』, 邦訳書24~25頁)  
 66) Peuple et Culture, Non-diréctive méthode, 1956.  
 67) Mangenot, M., des Animateurs se rebiffent, éd' Universitaires, 1973, pp.39-40.  
 68) Mangenot, ibid., pp.45-48.